

個人情報の開示請求、訂正請求、利用停止請求に対する決定にかかる基準

所管部署：総務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報の開示請求に対する決定	
処分権者	実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会）	
根拠区分/根拠規定	例規	
	個人情報の保護に関する法律	第82条
	多可町個人情報の保護に関する法律施行条例	第4条
	多可町議会の個人情報の保護に関する条例	第20条
基準規定	個人情報の保護に関する法律	第78条
審査基準	<p>個人情報の開示請求があった場合、以下の不開示事由に該当するかどうかを判断する。不開示事由のいずれにも該当しない場合に、当該個人情報を開示することができる。</p> <p>また、不開示事由に該当する部分を容易に分けて除くことができ、かつ分けることにより開示請求の趣旨が損なわれない場合には、当該部分を除いて開示することができる。</p> <p>【不開示事由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等により開示することができないとされている。 2 開示請求者以外の個人情報である。 3 法人又は事業者の情報であり、開示により、当該法人又は事業者の正当な利益を害するおそれがある。 4 開示により、生命、財産等の保護や、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある。 5 開示により、町の機関と関係当事者との協力関係や信頼関係が著しく損なわれるおそれがある。 	

	<p>6 事務又は事業に関する意思形成過程の情報であり、開示により今後の事務又は事業に関する意思形成に著しい支障が生じるおそれがある。</p> <p>7 開示により、事務又は事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。</p>
標準処理期間	15日
更新日	令和5年4月1日

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報の訂正及び利用停止請求（消去又は提供の中止）に対する決定	
処分権者	実施機関（町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会）	
根拠区分/根拠規定	例規	
	個人情報の保護に関する法律	第93条 第101条
	多可町個人情報の保護に関する法律施行条例	第6条 第7条
	多可町議会の個人情報の保護に関する条例	第34条 第41条
基準規定	個人情報の保護に関する法律	第92条 第100条
審査基準	<p>【訂正】：個人情報の訂正請求があった場合、以下の事項を調査する。調査の結果、訂正が必要と認めた場合には、当該個人情報の内容を訂正する。</p> <p>調査事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請求内容が事実合致しているか 2 実施機関に当該個人情報を訂正する権限があるか <p>【消去】：個人情報の消去請求があった場合、実施機関の当該個人情報の収集について、以下の1～4の収集制限に反するかどうかを調査する。当該個人情報が、いずれかの制限に反する方法で収集された場合には、当該個人情報を消去する。</p> <p>収集に関する制限</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事務の目的の範囲内で収集する 2 適法かつ公正な手段により収集する 3 次に挙げる場合を除き、本人から収集する 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等により定められているとき ・本人の同意を得ているとき ・出版、報道等により公にされているとき ・生命、財産等の保護のため、緊急かつやむを得ないとき ・所在不明、心神喪失等により、本人から収集できないとき ・争訟、選考等において、本人から収集すると適正な事務の執行ができないとき <p>4 次に挙げる場合を除き、要配慮個人情報を収集してはならない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等により定められているとき <p>【中止】：個人情報の目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）について中止請求があった場合、当該目的外利用等が、以下の事由に該当するかどうかを調査する。以下の事由のいずれにも該当しない場合には、当該目的外利用等を中止する。</p> <p>目的外利用等が可能な事由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令等により定められているとき 2 本人の同意を得ているとき 3 生命、財産等の保護のため、緊急かつやむを得ないとき
標準処理期間	30日
更新日	令和5年4月1日